平成１９年（排）第３０号

排　除　命　令　書

東京都新宿区西新宿五丁目２番６号
株式会社ウイングツーワン
同代表者　代表取締役　吉川　弘敏

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

1　株式会社ウイングツーワンは,一般消費者に販売した「イオン桶」と称する浴室用の洗桶及び台所用の洗桶のセット商品（以下主文において「イオン桶」という。）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１８年５月２０日付け一般日刊紙に掲載した広告において，浴室用のイオン桶を浴室で使ったり，浴室に置くだけで，当該商品から発生する亜鉛イオンにより浴室内のカビや細菌の発生を抑制するかのように示す表示及び台所用のイオン桶を台所で使ったり，台所に置くだけで，当該商品から発生する亜鉛イオンにより台所のカビや細菌の発生を抑制するかのように示す表示をしているが，かかる表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

2　株式会社ウイングツーワンは，今後，イオン桶又はこれと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を構じ，これを自己の役員及び従業員に周知徹底させなければならない。

3　株式会社ウイングツーワンは，今後，イオン桶又はこれと同種の商品の取引に関し，表示の裏付けとなる合理的な

根拠をあらかじめ有することなく第１項と同様の表示をしてはならない。

4　株式会社ウイングツーワンは，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1 (1)　株式会社ウイングツーワン（以下「ウイングツーワン」という。）は，肩書地に本店を置き，家庭用雑貨品等の通信販売業を営む事業者である。

(2)　ウイングツーワンは，平成１７年１１月ころ以降，卸売業者から，栃木県足利市所在の株式会社ナルプラが製造する浴室用及び台所用の洗桶を仕入れ，これをセットにして「イオン桶」との商品名（以下「イオン桶」という。）を付けて，一般日刊紙等に当該商品の広告を掲載し，同広告を見た一般消費者から電話，はがき又はファクシミリにより注文を受け付けるなどして，当該商品を販売していた。

2　ウイングツーワンは，イオン桶について，平成１８年５月２０日付けの朝日新聞に掲載した広告(別添写し)において,「身体に悪い雑菌やカビを強力に滅菌!!」,「風呂場や台所で使ったり、置くだけで減菌率９９％の驚きのイオンパワー！」，「風呂用」と記載の上「タイルの目地もカビ無しでバスルームはいつも快適」，「台所用」と記載の上「気になる雑菌を防いでキッチンはいつも清潔」，「大腸菌などやカビを寄せ付けない　亜鉛に水分が付着すると溶けイオン化。その酸化作用で細菌などを抑制します。」と記載することにより，あたかも，浴室用のイオン桶を浴室で使ったり，浴室に置くだけで，当該商品から発生する亜鉛イオンにより浴室内のカビや細菌の発生を抑制するかのように，また，台所用のイオン桶を台所で使ったり，台所に置くだけで，当該商品から発生する亜鉛イオンにより台所のカビや細菌の発生を抑制するかのように示す表示をしている。

3　公正取引委員会は，前記２の表示について，景品表示法第４条第１項第１号に該当する表示か否かを判断するため，同条第２項の規定に基づき，ウイングツーワンに対し，期間を定めて，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ，ウイングツーワンは，当該期間内に資料を提出したが，当該資料は，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

４　本件について，公正取引委員会が調査を開始したところ，ウイングツーワンは，平成１８年７月４日ころ以降，イオン桶の販売を中止している。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，ウイングツーワンが行っている表示は，景品表示法第４条第２項の規定により，イオン桶の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって，かかる行為は，同条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１９年６月２９日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃